

青森県タバコ問題懇談会 会則 (2016年5月改訂)

第1条 名称

1. この会は、「青森県タバコ問題懇談会」と称する。
2. 英語表記は Aomori Anti-tobacco Association (AAA) とする。

第2条 目的

タバコの害から青森県民の健康と命を守り、タバコのない無煙社会を実現していくために、青森県を中心にして禁煙の普及と未成年の喫煙防止活動を行っていくことを目的とする。

第3条 活動

青森県におけるタバコ問題の解決のために必要な諸活動を行う。

- 1) タバコの害やタバコ問題に関する知識を県民に広く啓発・普及させる。
- 2) 学校・家庭・社会における喫煙予防教育を行い、未成年の喫煙予防および成人喫煙率の低下をはかる。
- 3) 講演会・シンポジウム、指導者講習会、街頭キャンペーン等を開催する。
- 4) タバコ問題解決のために必要な社会活動を行う。
- 5) 県内各地域において会員が連携・協力しながら禁煙活動を展開する。
- 6) 禁煙支援・治療を実施する医療機関を増やし、全医療機関の禁煙化を目指す。
- 7) 学校関係者、一般市民やマスコミなどに対する窓口になり、講師派遣や情報提供などを行う。
- 8) ホームページを開設し、タバコ問題について積極的に情報発信していく。
<http://aaa.umin.jp/>
- 9) メーリングリストを開設し、会員間の情報交換や会の活動についての連絡を行う。
- 10) 年間の活動計画は、世話人会および総会において協議し決定する。

第4条 会員

1. 本会の活動目的に賛同し、青森県に在住する、あるいは何らかの形で青森県に関わったことのある医療・保健・教育関係者、一般市民および法人は、入会を希望すれば会員になることができる。

2. 本会の会員は、次の二種とする。

- 1) 正会員 一般の個人会員
 - 2) 団体会員 本会の事業を賛助するために入会した企業および団体
3. ただし、下記の場合、世話人会で不適格と判断したときには入会を認めないことがある。
- 1) タバコ産業関係者
 - 2) タバコ産業およびその関連機関から研究費・補助金などを受け取ったことがある場合

第5条 会費

- 1) 正会員 年会費 二千円 ただし、学生および正会員の家族は会費無料とする。
- 2) 団体会員 一口 一万円

第6条 総会

年一回総会を開催し、必要な案件について議決を行う。

第7条 会計

1. 年間の予算・決算を総会において決定する。
2. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8条 役員および世話人会

1. 本会の運営のために世話人を選出し、世話人会を適宜開催する。
 - 1) 代表世話人 代表世話人は会を代表し、これを総括する。
 - 2) 世話人 世話人会に出席し、会の運営を検討する。
 - 3) 世話人および代表世話人は、世話人会において選出する。代表世話人を複数名選出することができる。
2. 顧問 本会活動の学術的指導のために顧問をおくことができる。
3. 名誉会長 名誉会長をおくことができる。

第9条 任期

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 事務局

本会の事務局を、青森県保険医協会事務局におく。

第11条 雑則

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は世話人会で別に定める。

第12条 会則の変更

会則の変更は世話人会出席者の過半数の賛成によって発議し、総会の承認を得なければならない。

第13条 支部活動

青森市、弘前市、八戸市に支部を置き、地域における禁煙活動を行う。

改訂履歴

- 1 この会則は、平成17年6月18日に発効した。
- 2 平成19年6月17日に、第8条「顧問および名誉会長」の項を追加した。
- 3 平成22年5月30日に、第5条「会費」に学生および家族会員の会費の項を追加した。
- 4 平成28年5月29日に、第5条「会費」で正会員の年会費を千円から二千円に変更し、第13条「支部活動」を追加した。